

沿岸広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年1月23日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 唐丹日頃市線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字上荒川9番1地先から114番6地先まで	新	A 21.0～5.5 m	m 1,033.7
釜石市唐丹町字上荒川89番3地先から114番6地先まで		B 48.5～11.4	338.5
釜石市唐丹町字上荒川9番1地先から114番6地先まで	旧	A 21.0～5.5	1,033.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年1月23日から同年2月23日まで